

2009年4月15日

著作権者各位

株式会社 吉川弘文館
代表取締役社長 前田 求 恭

米国における「Google ブック検索訴訟」和解に伴うご通知

拝啓 時下ますますご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素、小社の出版活動にご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る2月24日以来の新聞公告(法定通知)およびその他の報道により、あるいはご承知のことと存じますが、アメリカにおける「Google ブック検索訴訟」に関して、インターネット検索大手であるグーグル社とアメリカ作家組合・アメリカ出版協会会員社との間で、2008年10月28日に和解が成立しました。この裁判における和解の効力は、米国法制上の「集団訴訟」と認定されたことに加え、日本も批准している著作権に関する国際条約「ベルヌ条約」によって、ほぼ全世界の著作権者および出版社(共に「権利者」と表現されます)に影響がおよぶことになりました。

この裁判では、著作権者および出版社に無断で書籍の版面をデジタル化し、全文検索の出来るデータベースを構築しようとしたグーグル社の行為に対して、著作権侵害問題が争われましたが、このほどの和解成立によって、その合意内容が近く正式に発効する見通しとなりました。そのため、今後はアメリカ国内での利用に限られますが、グーグル社と契約した図書館・個人利用者は、同社のデータベースを利用することにより、オンライン上にて書籍の全文検索および本文閲覧(表示利用)のできるサービスが開始されます。このデータベースには、アメリカに流通した相当な数にのぼる日本の書籍も搭載されているため、日本の出版界においても、著作権者および出版社の権利に関わる緊急な問題とならざるを得ません。

具体的には、2009年1月5日以前に刊行された書籍のうち、グーグル社によってデジタル化され、データベースに搭載された書籍が対象となりますが、今後、該当する著作権者および出版社(権利者)が取り得る選択肢は以下の4つに限られております。

- ①和解に「参加」し、グーグル社によるすべてのサービスを認める。
- ②和解を「拒否」する(期限は本年5月5日)。
- ③和解に「異議申し立て」を行う(期限は本年5月5日)。
- ④和解に「参加」した上で、権利者側による選択書目に限っては、グーグル社のデータベースにおける表示利用(本文閲覧)から除外する、あるいは書籍のデータそのものを除去する(期限は2011年4月5日)。

※本年5月5日までに何ら申請をしない場合には、自動的に和解に「参加」したものと見なされますが、④は期限である2011年4月5日までであればいつでも申請できます。

このうち、②以下については、権利者が自ら申請しなければ保障されず、かつ切迫した時日での判断を迫るものであり、いかにもアメリカ流の一方的なやり方とも言えますが、国際法の上からは従わざるを得ず、権利者側としては、上記①～④の中から今後取るべき対応を選択しなければなりません。

小社では、この最重要問題に対し迅速にかつ慎重に検討の結果、①は到底受け入れられず、②③はアメリカでの法廷闘争を要するうえ、今後の交渉に一切関わるができなくなる可能性が高いため、現実的ではないと判断いたしました。そのため、短期間での対応を迫られていることもあり、小社も加盟する「社団法人 日本書籍出版協会」の見解に基づき、やむを得ず④を選択させていただくことになりました。

しかしながら、日本書籍出版協会においても、英文による膨大な和解契約書の完全訳はもとより、グーグル社におけるデータベース化の全貌を把握できていないというのが実情であり、加盟各社には独自に調査を行うことが求められています。ちなみに、4月1日の時点で、グーグル社のデータベースを検索いたしましたところ、4,396件もの小社刊行の書籍を検出いたしました。小社が戦後に刊行したかなりの書籍が含まれているものと思われませんが、具体的にどの書籍がデジタル化済みで今回の和解の対象となるのか容易に判別しがたい面がございます。また、グーグル社は本年1月5日以前に刊行された書籍について、②③の期限である5月5日までにデジタル化を順次進める方針であり、該当する書籍はさらに増えるものと思われま

そのため、小社刊行書籍の著作権者各位に対し、著作権者および出版社(権利者)の権利を侵害する今回の問題をご理解いただくため、取り急ぎ現状をご報告申し上げることにいたしました。小社としては、当面は自動的な和解への「参加」をするとともに、2011年4月5日の期限までに、各著作権者のご意向を踏まえ、日本書籍出版協会とも連絡をとりながら最終的な判断をしたいと考えております。

もちろん、この度の件につきましては、出版社が独自に判断すべきものでないことは自明であります。いわば緊急避難的な、当面は和解に「参加」する小社の方針について、出版契約書における「複写、電子的使用、二次的使用」に関する委託と同様に、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、現在、「Google ブック検索」によって日本の書籍も検索できますが、基本的には全文閲覧ができない仕組みとなっており、今後も日本において利用する場合には何ら変わりはありません。また、2009年1月6日以後に刊行の書籍については、和解書において著作権者および出版社(権利者)の許可なくデータベースに搭載しないことが取り決められており、今回の和解には該当いたしません。

敬 具

ご不明な点がございましたら、下記の担当者までお申し越し
いただければ幸いです。

編集第一部 堤 崇 志

電 話 0 3 - 3 8 1 3 - 9 1 5 6

F A X 0 3 - 3 8 1 2 - 3 5 2 8

E-mail editor@yoshikawa-k.co.jp

※上記②③の和解に対する「拒否」または「異議申し立て」の期限は、当初の5月5日から120日間延長し、
9月4日に変更されました。(2009年4月28日)